

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 近畿財務局長

**【提出日】** 平成28年8月10日

**【四半期会計期間】** 第53期第2四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

**【会社名】** 株式会社サイバーリンクス

**【英訳名】** CYBERLINKS CO.,LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 村上 恒夫

**【本店の所在の場所】** 和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3

**【電話番号】** 073-448-3600

**【事務連絡者氏名】** 専務取締役 佐藤 正光

**【最寄りの連絡場所】** 和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3

**【電話番号】** 073-448-3600

**【事務連絡者氏名】** 専務取締役 佐藤 正光

**【縦覧に供する場所】** 株式会社サイバーリンクス東日本支社  
(東京都港区芝浦四丁目9番25号芝浦スクエアビル13階)  
株式会社サイバーリンクス西日本支店  
(大阪市淀川区宮原四丁目3番7号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第52期 第2四半期 累計期間	第53期 第2四半期 累計期間	第52期
会計期間	自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日	自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日	自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日
売上高 (千円)	4,989,080	4,679,052	9,296,034
経常利益 (千円)	544,556	411,701	726,961
四半期(当期)純利益 (千円)	330,827	252,594	428,694
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	748,181	787,906	787,906
発行済株式総数 (株)	4,792,215	4,842,755	4,842,755
純資産額 (千円)	2,972,923	3,353,511	3,150,208
総資産額 (千円)	4,880,637	5,212,186	5,164,941
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	69.06	52.18	89.18
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	69.02	52.04	89.08
1株当たり配当額 (円)	-	-	13.20
自己資本比率 (%)	60.7	63.8	60.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,149,467	1,103,846	903,478
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	224,403	284,405	419,197
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	452,072	287,406	461,235
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	848,461	1,013,871	481,836

回次	第52期 第2四半期会計期間	第53期 第2四半期会計期間
会計期間	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日	自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	23.45	13.37

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社が有しているすべての関連会社が、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、消費者マインドの足踏みや企業の慎重な業績判断など弱さもみられるものの、高水準の企業収益と雇用情勢の改善により、緩やかな回復基調が続いております。今後の経済動向につきましては、雇用・所得環境の改善が続くなか、緩やかな回復に向かうことが期待されます。ただし、中国をはじめとするアジア新興国等の景気下振れによりわが国景気が下押しされるリスクがあるなか、英国のEU離脱問題など、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

当社の主要顧客である流通食品小売業におきましては、スーパーマーケットの売上高は回復傾向が続いているものの、生鮮品や食品の価格上昇に対する消費者の節約志向が強まるなか、コンビニエンスストア等の他業態を含めた競争が激しくなっております。

官公庁におきましては、情報システムに係る経費削減、住民サービス向上、さらには災害・事故発生時の業務継続を目的とした情報システムの集約と共同利用（自治体クラウド）が推進され、具体的な取組みが広がっております。

このような状況のもと、当社は「LINK Smart～もたず、つながる時代へ～」を当社サービスのブランドコンセプトとして定め、「シェアクラウド（共同利用型クラウド）」による安心、安全、低価格で高品質なクラウドサービスの提案を積極的に進めてまいりました。

携帯電話販売市場におきましては、総務省が策定した「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」への対応として、各通信キャリアが端末販売方法や料金プランの変更を打ち出しており、消費者の需要や販売環境の変化について、これまで以上に注意を払う必要があります。

そのような中、当社は、サービス品質向上による差別化を図ることで、顧客満足度を高め、販売拡大に努めてまいりました。

以上の結果、当第2四半期累計期間における業績は、売上高4,679,052千円（前年同期比6.2%減）、営業利益407,839千円（前年同期比25.9%減）、経常利益411,701千円（前年同期比24.4%減）、四半期純利益252,594千円（前年同期比23.6%減）となりました。

なお、当第2四半期累計期間におけるセグメント別の業績は、次のとおりであります。

#### ITクラウド事業

ITクラウド事業におきましては、当社の主力サービスである流通食品小売業向け基幹業務クラウドサービス「@rms基幹」を始め、前事業年度に合併により取得したインターネットEDIサービス（BACREX）を含むクラウドサービスの提供拡大により、流通業向けクラウドサービス分野の売上高が増加いたしました。

一方、官公庁向けクラウドサービス分野につきましては、防災システムの大型案件や、法改正に伴うシステム開発案件等を計上した前年同期に比べ、売上高が大きく下回りました。

以上の結果、当第2四半期累計期間における売上高は2,538,821千円（前年同期比8.0%減）、セグメント利益（経常利益）は310,238千円（前年同期比26.7%減）となりました。

### モバイルネットワーク事業

モバイルネットワーク事業におきましては、「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」に基づく実質販売価格の見直しの影響から来店客数が減少し、携帯電話端末販売台数及び売上高は前年同期を下回りました。そのような中、当社は、対応品質向上に努めるとともに、NTTドコモが提供するブロードバンドサービス（ドコモ光）の獲得に注力するなど、インセンティブ収入による収益確保に努めました。

以上の結果、当第2四半期累計期間における売上高は2,140,231千円（前年同期比4.1%減）、セグメント利益（経常利益）は234,903千円（前年同期比2.2%増）となりました。

### (2) 財政状態の分析

当第2四半期会計期間末の総資産は5,212,186千円となり、前事業年度末に比べ47,245千円増加しました。

流動資産は、67,160千円の減少となりました。これは主に受取手形及び売掛金が461,930千円、商品が139,241千円減少したことと、現金及び預金が532,034千円増加したことによるものです。

固定資産は、114,405千円の増加となりました。これは主に無形固定資産に含まれるソフトウェア仮勘定が68,559千円、事業譲受による取得等により増え、のれんが45,515千円増加したことによるものです。

負債は、156,058千円の減少となりました。これは主に返済により短期借入金が200,000千円、買掛金が149,971千円減少したことと、流動負債のその他に含まれる前受金が239,433千円増加したことによるものです。

純資産は、203,303千円の増加となりました。これは主に四半期純利益等により利益剰余金が188,702千円増加したことによるものです。

### (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前事業年度末に比べ532,034千円増加し、1,013,871千円となりました。

#### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは1,103,846千円の資金の増加（前年同四半期は、1,149,467千円の資金の増加）となりました。資金の増加の主な要因は、売上債権の減少額461,930千円、税引前四半期純利益411,701千円、前受金の増加額225,242千円、たな卸資産の減少額147,768千円、減価償却費137,470千円となっております。資金の減少の主な要因は、仕入債務の減少額149,971千円、法人税等の支払額120,548千円となっております。

#### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは284,405千円の資金の減少（前年同四半期は、224,403千円の資金の減少）となりました。資金の減少の主な要因は、無形固定資産の取得による支出150,914千円、有形固定資産の取得による支出97,723千円、事業譲受による支出62,500千円となっております。資金の増加の主な要因は、敷金及び保証金の回収による収入26,766千円となっております。

#### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは287,406千円の資金の減少（前年同四半期は、452,072千円の資金の減少）となりました。資金の減少の主な要因は、短期借入金の純減額200,000千円、配当金の支払額63,678千円、長期借入金の返済による支出25,835千円となっております。資金の増加の主な要因は、新株予約権の発行による収入2,162千円となっております。

### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。

### (5) 研究開発活動

当第2四半期累計期間の研究開発費の総額は29,101千円であります。

なお、当第2四半期累計期間において当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	14,400,000
計	14,400,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成28年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	4,842,755	4,842,755	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 100株であります。
計	4,842,755	4,842,755		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

###### 第2回株式報酬型新株予約権（平成28年3月29日取締役会決議）

決議年月日	平成28年3月29日
新株予約権の数(個)	127(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,700(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成28年4月29日から平成58年4月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 991(注2) 資本組入額 1株当たり 496
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という)は、100株とする。  
 なお、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により付与株式数の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。  

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$
 また、割当日後に当社が合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数は調整されるものとする。
2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

4. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注1）に準じて決定する。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項（注2）に準じて決定する。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の取得に関する事項

新株予約権者が権利行使をする前に、（注3）の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

株式会社サイバーリンクス 第1回新株予約権（平成28年5月13日取締役会決議）

決議年月日	平成28年5月13日
新株予約権の数（個）	2,834（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	283,400（注1）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,098円
新株予約権の行使期間	平成33年4月1日から平成35年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1株当たり 1,106（注2） 資本組入額 1株当たり 553
新株予約権の行使の条件	（注3）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）

（注）1．新株予約権の1個当たりの株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、本新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を、本新株予約権を保有する新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に通知または公告するものとする。ただし、当該調整後付与株式数を適用する日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2．新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

3．新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権者は、下記(a)及び(b)をいずれも満たした場合に、下記(a)に規定される、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち各区分に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）に係る個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。

(a) 平成32年12月期の当社有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）における経常利益が以下の金額以上となった場合、当該区分に応じた割合。行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。適用される会計基準の変更等により重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

・11億円以上の場合：行使可能割合100%

・9億円以上の場合：行使可能割合50%

(b) 平成33年4月1日から平成35年6月30日までの間において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が一度でも1,500円（ただし、割当日後に当社が株式の分割、併合または無償割当てを行った場合には、その比率に応じて調整される。）以上となった場合。

(2) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、執行役員または従業員もしくは当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項の定義により、以下同様とする。）の取締役、監査役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が取締役、執行役員または監査役の任期満了もしくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、本新株予約権を行使することができる。



(3) 本新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を承継することができる。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできないものとする。

(4) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割または新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換または株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以下「組織再編行為」と総称する。)をする場合、(注5)により本新株予約権を取得する場合を除き、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

(5) 新株予約権の行使期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
(注2)に定めるところと同様とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

(注3)に準じて決定する。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得の条件

(注5)に定めるところと同様とする。

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会(存続会社等(会社法第784条第1項に定める「存続会社等」をいい、以下同様とする。))が当社の特別支配会社(会社法第468条第1項に定める「特別支配会社」をいい、以下同様とする。)である場合には当社取締役会)で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会(当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案の場合で、存続会社等が当社の特別支配会社である場合には当社取締役会)で承認された場合、本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 本新株予約権者が権利行使をする前に、(注3)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成28年6月30日		4,842,755		787,906		862,925

(6) 【大株主の状況】

平成28年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社サイバーコア	和歌山県和歌山市毛見228番地の62	1,200,000	24.78
村上 恒夫	和歌山県和歌山市	370,300	7.65
サイバーリンクス従業員持株会	和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3	334,920	6.92
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	151,600	3.13
西日本電信電話株式会社	大阪府大阪市中央区馬場町3番15号	108,300	2.24
株式会社紀陽銀行	和歌山県和歌山市本町1丁目35番地	94,956	1.96
和歌山県	和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番地	84,117	1.74
パナソニックシステムネット ワークス株式会社	福岡県福岡市博多区美野島4丁目1番62号	72,972	1.51
富士通株式会社	神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	70,020	1.45
井谷 直人	奈良県奈良市	60,000	1.24
計		2,547,185	52.60

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,837,100	48,371	
単元未満株式	普通株式 3,155		
発行済株式総数	4,842,755		
総株主の議決権		48,371	

【自己株式等】

平成28年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社サイバーリンクス	和歌山県和歌山市紀三井 寺849番地の3	2,500		2,500	0.05
計		2,500		2,500	0.05

(注) 当第2四半期会計期間末日現在における所有自己株式数は、2,500株であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成28年1月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

### 3 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	1.0%
売上高基準	0.8%
利益基準	0.9%
利益剰余金基準	0.4%

会社間項目の消去後の数値により算出しております。

1 【四半期財務諸表】  
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当第2四半期会計期間 (平成28年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	481,836	1,013,871
受取手形及び売掛金	1,245,293	783,363
商品	267,812	128,570
仕掛品	216,878	223,273
原材料及び貯蔵品	22,394	8,285
その他	140,188	149,412
貸倒引当金	626	158
流動資産合計	2,373,778	2,306,617
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,239,337	1,245,638
減価償却累計額	655,143	676,811
建物(純額)	584,194	568,827
土地	866,016	866,016
その他	1,034,530	1,113,893
減価償却累計額	786,054	837,206
その他(純額)	248,476	276,687
有形固定資産合計	1,698,687	1,711,531
無形固定資産	818,054	941,774
投資その他の資産	1 274,420	1 252,263
固定資産合計	2,791,162	2,905,568
資産合計	5,164,941	5,212,186
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	377,320	227,348
短期借入金	200,000	-
1年内返済予定の長期借入金	50,004	50,004
未払法人税等	127,072	159,381
賞与引当金	33,168	35,156
受注損失引当金	6,507	3,025
その他	639,341	823,645
流動負債合計	1,433,413	1,298,560
固定負債		
長期借入金	352,501	326,666
資産除去債務	35,988	36,253
その他	192,828	197,193
固定負債合計	581,318	560,113
負債合計	2,014,732	1,858,674

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当第2四半期会計期間 (平成28年6月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	787,906	787,906
資本剰余金	862,925	862,925
利益剰余金	1,488,920	1,677,622
自己株式	1,021	1,076
株主資本合計	3,138,731	3,327,378
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	238	159
評価・換算差額等合計	238	159
新株予約権	11,239	25,974
純資産合計	3,150,208	3,353,511
負債純資産合計	5,164,941	5,212,186

## (2) 【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年6月30日)
<b>売上高</b>		
ITクラウド事業売上高	2 2,758,390	2 2,538,821
モバイルネットワーク事業売上高	2,230,690	2,140,231
売上高合計	4,989,080	4,679,052
<b>売上原価</b>		
ITクラウド事業売上原価	1,854,643	1,653,191
モバイルネットワーク事業売上原価	1,578,893	1,515,771
売上原価合計	3,433,536	3,168,963
<b>売上総利益</b>	1,555,543	1,510,089
販売費及び一般管理費	1 1,005,067	1 1,102,249
<b>営業利益</b>	550,475	407,839
<b>営業外収益</b>		
受取利息	30	60
受取配当金	250	250
不動産賃貸料	5,159	4,825
店舗改装等支援金収入	-	3,000
違約金収入	6,580	-
その他	2,870	2,623
営業外収益合計	14,890	10,758
<b>営業外費用</b>		
支払利息	5,613	3,952
不動産賃貸原価	2,992	2,944
株式公開費用	11,000	-
その他	1,204	0
営業外費用合計	20,809	6,897
<b>経常利益</b>	544,556	411,701
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	8,702	-
特別利益合計	8,702	-
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	136	0
関係会社株式評価損	6,049	-
特別損失合計	6,186	0
<b>税引前四半期純利益</b>	547,072	411,701
法人税、住民税及び事業税	166,286	146,214
法人税等調整額	49,958	12,892
法人税等合計	216,244	159,106
<b>四半期純利益</b>	330,827	252,594

## (3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

	(単位：千円)	
	前第2四半期累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純利益	547,072	411,701
減価償却費	127,288	137,470
のれん償却額	22,171	29,751
貸倒引当金の増減額（は減少）	2,087	2,495
賞与引当金の増減額（は減少）	6,051	1,987
受注損失引当金の増減額（は減少）	4,440	3,481
受取利息及び受取配当金	280	310
不動産賃貸料	5,159	4,825
支払利息	5,613	3,952
株式公開費用	11,000	-
固定資産売却損益（は益）	8,702	-
固定資産除却損	136	0
関係会社株式評価損	6,049	-
売上債権の増減額（は増加）	661,531	461,930
たな卸資産の増減額（は増加）	199,619	147,768
仕入債務の増減額（は減少）	181,059	149,971
未払金の増減額（は減少）	71,492	60,231
前受金の増減額（は減少）	28,151	225,242
前受収益の増減額（は減少）	93,460	81,082
その他	34,709	51,432
小計	1,343,912	1,228,136
利息及び配当金の受取額	275	305
利息の支払額	5,663	4,046
法人税等の支払額	189,057	120,548
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,149,467	1,103,846
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	88,555	97,723
無形固定資産の取得による支出	140,043	150,914
資産除去債務の履行による支出	-	1,954
投資有価証券の取得による支出	1,000	-
事業譲受による支出	-	62,500
貸付金の回収による収入	-	2,166
敷金及び保証金の差入による支出	351	4,965
敷金及び保証金の回収による収入	387	26,766
投資不動産の賃貸による収入	5,159	4,719
投資活動によるキャッシュ・フロー	224,403	284,405



(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年6月30日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	350,000	200,000
長期借入金の返済による支出	29,207	25,835
新株予約権の発行による収入	-	2,162
株式公開費用の支出	11,000	-
自己株式の取得による支出	-	55
配当金の支払額	61,865	63,678
財務活動によるキャッシュ・フロー	452,072	287,406
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	472,990	532,034
現金及び現金同等物の期首残高	375,470	481,836
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 848,461	1 1,013,871

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第2四半期累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)	
<p>(会計方針の変更) (企業結合に関する会計基準等の適用)</p> <p>「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、第1四半期会計期間から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、第1四半期会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期会計期間の四半期財務諸表に反映させる方法に変更いたします。</p> <p>企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。</p> <p>この結果、当第2四半期累計期間の営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益はそれぞれ100千円減少しております。</p>	
<p>(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)</p> <p>法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当第2四半期会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。</p> <p>この結果、当第2四半期累計期間の営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益はそれぞれ107千円増加しております。</p>	

(四半期貸借対照表関係)

1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当第2四半期会計期間 (平成28年6月30日)
投資その他の資産	5,422千円	3,394千円

(四半期損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)
役員報酬	49,464千円	51,120千円
給料及び賞与	448,156 "	471,816 "
賞与引当金繰入額	15,396 "	16,417 "
法定福利費	72,793 "	78,757 "
販売促進費	29,069 "	12,115 "
貸倒引当金繰入額	1,908 "	2,443 "
減価償却費	42,161 "	23,444 "
のれん償却額	22,171 "	29,751 "
研究開発費	7,846 "	29,101 "

## 2 売上高の季節的変動

前第2四半期累計期間(自平成27年1月1日至平成27年6月30日)及び当第2四半期累計期間(自平成28年1月1日至平成28年6月30日)

当社ITクラウド事業においては、自治体を主要顧客とした工事請負等の事業を行っていることから、自治体の事業年度末である3月に納期が集中する傾向にあります。そのため、当社では第1四半期会計期間の売上高が他の四半期会計期間に比べて多くなる傾向があります。

### (四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年6月30日)
現金及び預金	848,461千円	1,013,871千円
現金及び現金同等物	848,461千円	1,013,871千円

### (株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自平成27年1月1日至平成27年6月30日)

#### 1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年3月27日 定時株主総会	普通株式	62,266	13.00	平成26年12月31日	平成27年3月30日	利益剰余金

(注) 当社は、平成26年10月1日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っております。

2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

当第2四半期累計期間(自平成28年1月1日至平成28年6月30日)

#### 1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年3月29日 定時株主総会	普通株式	63,892	13.20	平成27年12月31日	平成28年3月30日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

相手企業の名称及び取得した事業の内容

相手企業の名称                      株式会社カラカルマインド

取得した事業の内容                      ソフトウェア開発事業

企業結合を行った主な理由

ITクラウド事業におけるプラットフォーム技術を利用したビジネスモデルの開発に関し、株式会社カラカルマインドの保有技術を活用することで開発力の強化を図るため。

企業結合日

平成28年6月1日

企業結合の法的形式

事業譲受

(2) 四半期累計期間に係る四半期損益計算書に含まれる取得した事業の業績の期間

平成28年6月1日から平成28年6月30日まで

(3) 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価（現金）	62,500千円
-----------	----------

取得原価	62,500千円
------	----------

(4) 主な取得費用の内訳及び金額

アドバイザー費用等                      100千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん

75,267千円

発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(持分法損益等)

当社が有しているすべての関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期累計期間(自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期損益 計算書計上額 (注) 2
	ITクラウド 事業	モバイルネット ワーク事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,758,390	2,230,690	4,989,080	-	4,989,080
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	2,758,390	2,230,690	4,989,080	-	4,989,080
セグメント利益	423,071	229,837	652,908	108,352	544,556

(注) 1. セグメント利益の調整額 108,352千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当第2四半期累計期間(自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期損益 計算書計上額 (注) 2
	ITクラウド 事業	モバイルネット ワーク事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,538,821	2,140,231	4,679,052	-	4,679,052
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	2,538,821	2,140,231	4,679,052	-	4,679,052
セグメント利益	310,238	234,903	545,141	133,440	411,701

(注) 1. セグメント利益の調整額 133,440千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の経常利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第2四半期累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	69円06銭	52円18銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	330,827	252,594
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	330,827	252,594
普通株式の期中平均株式数(株)	4,789,764	4,840,297
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	69円02銭	52円04銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)		
(うち支払利息(税額相当額控除後)(千円))		
普通株式増加数(株)	2,828	12,852
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

当社は、平成28年7月28日開催の取締役会において、当社の関連会社であるクラウドランド株式会社（以下、「クラウドランド」といいます。）の株式を追加取得し、同社を完全子会社化することを決議いたしました。これに伴い同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

1. 株式取得の理由

クラウドランドは、中堅規模の流通小売業をターゲットとしたクラウド型EDIサービス「Rexmart」を展開しております。クラウドランドを100%子会社化することで、ITクラウド事業における流通業向けクラウドサービスの拡充及び事業の拡大を図るとともに、食品流通業界における製造・物流・販売を結ぶ情報交換プラットフォームの構築に取り組んでまいります。

2. 株式取得の相手先の名称

兼松エレクトロニクス株式会社

3. 取得する会社の名称、事業内容、規模（平成28年3月31日現在）

(1) 名称	クラウドランド株式会社
(2) 所在地	東京都中央区東日本橋二丁目8番5号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 南埜 滋
(4) 事業内容	インターネットEDIシステムの運用管理サービスの提供
(5) 資本金	100百万円
(6) 設立年月日	平成23年10月3日
(7) 売上高	382百万円
(8) 総資産	151百万円
(9) 純資産	27百万円

4. 株式取得の時期

平成28年11月30日（予定）

5. 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

(1) 取得株式数	1,320株
(2) 取得価額	66百万円（注1、2）
(3) 取得後の所有株式数	2,000株（持分比率：100.00%）

（注）1. 取得価額については、第三者の評価意見等を参考に双方協議のうえ決定しております。取得相手先からの取得価額は適正であると判断しております。

2. 上記取得価額のほか、アドバイザー費用等（概算額）1百万円を予定しております。

## 2 【その他】

該当事項はありません。



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 8 月 8 日

株式会社サイバーリンクス  
取締役会御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 美 馬 和 実
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 南 方 得 男

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイバーリンクスの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第53期事業年度の第2四半期会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成28年1月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サイバーリンクスの平成28年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。